

新型コロナウイルス感染症への対応方針

令和2年2月19日
リスク管理室

一部改正 令和2年3月2日
一部改正 令和2年4月8日
一部改正 令和2年6月19日

世界的な流行が懸念されている新型コロナウイルス感染症について、現在の知見のもと、当面、次の方針により対応することとする。

- (1) 教職員及び学生は、関係省庁で発信している正しい情報に基づき、適切な判断・行動をとることとする。
- (2) リスク管理室は、教職員、学生に対し、学校として必要とされる情報の提供に努める。
- (3) 教職員及び学生は、国内においては、人混みを避け、咳エチケット、手洗い等の基本的な感染症対策を徹底する。
国内イベント等への開催・参加については、控えること。
- (4) 国内出張については、禁止するものではないが、先方と協議のうえ決定すること。
- (5) 学生の登校は、指定された分散登校日以外は原則禁止とする。
- (6) 学校行事等の開催については、感染拡大防止の観点から個別に検討する。
- (7) 海外への渡航については、次のとおりとする。
 - ① 学生の海外渡航は、原則中止とする。(教員が引率するものを含む。)
ただし、留学等のやむを得ない場合は学校に相談し、学校及び保護者の許可を得ること。
 - ② 教職員の海外渡航は、原則中止とする。
 - ③ やむを得ない事情で海外渡航の必要がある教職員及び学生は、私事渡航も含め学校へ事前に報告し、緊急時に備え外務省の『たびレジ』に登録すること。
 - ④ 発熱、発疹、下痢など感染症が疑われる症状がある場合は、学校と地域の保健所に連絡すること。
- (8) 保健所等の関係機関との連携を図る。

◎ 千葉県の電話相談窓口

0570-200-613

対応時間：24時間（土曜、日曜、祝日を含む）

◎ 君津保健福祉センター（君津保健所）

0438-22-3745

対応時間：午前9時から午後5時まで（平日のみ）